事　務　連　絡
令和８年７月 30 日

関 係 団 体　　御中

厚生労働省保険局医療課

令和８年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

（別添）

公益社団法人　日本医師会　御中
公益社団法人　日本歯科医師会　御中
公益社団法人　日本薬剤師会　御中
一般社団法人　日本病院会　御中
公益社団法人　全日本病院協会　御中
公益社団法人　日本精神科病院協会　御中
一般社団法人　日本医療法人協会　御中
一般社団法人　日本社会医療法人協議会　御中
公益社団法人　全国自治体病院協議会　御中
一般社団法人　日本慢性期医療協会　御中
一般社団法人　日本私立医科大学協会　御中
一般社団法人　日本私立歯科大学協会　御中
一般社団法人　日本病院薬剤師会　御中
公益社団法人　日本看護協会　御中
一般社団法人　全国訪問看護事業協会　御中
公益財団法人　日本訪問看護財団　御中
独立行政法人　国立病院機構本部　御中
国立研究開発法人　国立がん研究センター　御中
国立研究開発法人　国立循環器病研究センター　御中
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター　御中
国立健康危機管理研究機構　御中
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター　御中
国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター　御中
独立行政法人　地域医療機能推進機構本部　御中
独立行政法人　労働者健康安全機構本部　御中
健康保険組合連合会　御中
全国健康保険協会　御中
公益社団法人　国民健康保険中央会　御中
社会保険診療報酬支払基金　御中
財務省主計局給与共済課　御中
文部科学省高等教育局医学教育課　御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課　御中
総務省自治行政局公務員部福利課　御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室　御中
警察庁長官官房人事課　御中
労働基準局安全衛生部計画課　御中
労働基準局補償課　御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合　御中

事　務　連　絡
令和８年７月 30 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

令和８年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて

災害が発生した場合における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和８年３月 31 日付け保医発 0331 第２号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「課長通知」という。）により、お示ししているところです。

今般、「令和８年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（周知）」（令和８年７月 29 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）においてお示ししたとおり、令和８年７月 28 日に発生した熊本を震源とする地震（以下「令和８年熊本地震」という。）は課長通知の１（１）に規定する「対象となる災害」に該当し、課長通知に定める取扱いが適用されます。これを受け、課長通知の２（14）及び３（15）を踏まえ、令和８年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いを下記のとおり定めますので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られますようお願いします。

記

１．データ提出等が困難な保険医療機関に係る取扱いについて

区分番号「Ａ２４５」データ提出加算及び外来データ提出加算等（※）に係るデータの提出期限については、それぞれ別表１及び別表２のとおり定めているところ。

令和８年熊本地震の発災に伴い、被災地の保険医療機関又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関若しくは被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関において、「ＤＰＣの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）」への適切な参加及びデータ提出加算に係るデータ提出又は「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」への適切な参加及び外来データ提出加算等に係るデータ提出が困難な場合には、２（１）に示す連絡期限までに、ＤＰＣ調査

事務局又は外来医療等調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

※　区分番号「Ａ００１」再診料の注 13 及び「Ｂ００１－２－９」地域包括診療料の注４に規定する外来データ提出加算、「Ｂ００１－３」生活習慣病管理料(Ⅰ)の注４及び「Ｂ００１－３－３」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する充実管理加算、区分番号「Ｃ００２」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「Ｃ００２－２」施設入居時等医学総合管理料の注５（在宅時医学総合管理料の注 13 を準用する。）及び区分番号「Ｃ００３」在宅がん医療総合診療料の注７に規定する在宅データ提出加算並びに区分番号「Ｈ０００」心大血管疾患リハビリテーション料の注７、区分番号「Ｈ００１」脳血管疾患等リハビリテーション料の注８、区分番号「Ｈ００１－２」廃用症候群リハビリテーション料の注８、区分番号「Ｈ００２」運動器リハビリテーション料の注８及び区分番号「Ｈ００３」呼吸器リハビリテーション料の注７に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」と総称する。）

２．連絡期限及び連絡先等について

（１）連絡期限

令和８年８月 20 日(木)まで

（２）連絡先等

①データ提出加算に係る連絡先等

連　　絡　　先：ＤＰＣ調査事務局
メールアドレス：dpc@prrism.com

②外来データ提出加算等に係る連絡先等

連　　絡　　先：外来医療等調査事務局
メールアドレス：support@gairai.jp

[別表１]データ提出加算に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和８年４月、５月分	令和８年７月 23 日(木)
令和８年６月～９月分	令和８年 10 月 23 日(金)

[別表２]外来データ提出加算等に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和８年４月、５月分	令和８年７月 30 日(木)
令和８年６月～９月分	令和８年 10 月 29 日(木)